

答 申 第 3 1 3 号
令 和 3 年 7 月 2 1 日

岐阜市長 柴 橋 正 直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和3年7月1日付け岐阜市民市第119号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

国土交通省都市局都市計画課都市計画調査室は、都市の交通施策を検討する上で基礎的な情報を把握することを目的として、全国の都市から選定した代表都市に対し、定期的に全国都市交通特性調査（以下「調査」という。）を実施している。

今年度の調査の実施に当たり、国土交通省中部地方整備局（以下「中部地方整備局」という。）から岐阜市に調査対象者の抽出について依頼があったため、条例第10条第2項第7号の規定により市民生活部市民課の保有する住民基本台帳の情報を中部地方整備局に提供するものである。

なお、岐阜市が個人情報を提供した後、中部地方整備局は、事業者への委託により本調査を実施する。

2 提供する個人情報

- ア 世帯主の住所
- イ 世帯主の氏名
- ウ 世帯主及び世帯員の性別
- エ 世帯主及び世帯員の生年月日

3 意見

適当なものと認める。